

警報(大雨、洪水、暴風、大雪等すべての警報)発表時の対応について

岐阜市立岐阜商業高等学校

岐阜地方気象台から、岐阜市(学校が所在する地域)、又は生徒の居住する地域(通学経路の地域含む)に各種警報が発表された場合の対応は、以下のとおりとする。

1 登校前に警報が発表されている場合

- (1) **岐阜市に警報が発表されている場合**、下記(ア)(イ)(ウ)に従う。
 - (ア) 午前6時35分まで(始業時刻の2時間前まで)に解除された場合
… 通常通りの授業を行う。
 - (イ) 午前6時35分より午前10時まで解除された場合
… 解除後2時間を経てから授業を開始する。(解除されてから2時間後までに登校)
 - (ウ) 午前10時を過ぎて解除された場合
… 臨時休業とし、家庭学習をする。
- (2) **岐阜市には警報が発表されていないが、生徒が居住する地域(通学経路の地域含む)に警報が発表されている場合**、該当する生徒は下記(ア)(イ)(ウ)に従う。この場合、学校では授業が行われる。
 - (ア) 午前6時35分までに解除された場合
… 通常通り登校する。
 - (イ) 午前6時35分より午前10時まで解除された場合
… 該当する生徒は、解除後2時間後までに登校する。(解除後2時間は公欠扱い)
 - (ウ) 午前10時を過ぎて解除された場合
… 該当する生徒は登校しないで、家庭学習をする。(1日公欠扱いとする。)

ただし、上記(1)(2)ともに(ア)(イ)の場合、道路の冠水、河川の増水等により危険な場合や交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合は、登校しなくてもよい。また、警報発表が予想され、登校に危険があると判断される場合は、登校しない。これらの場合、必ず学校に連絡すること。

2 登校中に警報が発表された場合、次のように対応する。

警報発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅する。しかし、学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校で待機してもよい。登校後、学校職員に報告。

3 登校後に警報が発表された場合、以下に基づき学校の指示に従う。

- (1) 警報発表中、及び警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。ただし、気象状況や道路・交通の状況等を判断して、安全に帰宅させ得ると認められる場合は、保護者との連絡・連携を密にして帰宅させる場合がある。なお、この場合、生徒は自宅へ到着後速やかに電話・メール等で学校へ連絡する。
- (2) 下校時刻が通常と変更になる場合、電話・メール等で学校から家庭へ連絡する。

4 その他

- (1) 現在、気象警報は市町村ごとに発表されているので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意すること。
- (2) 警報発表時や発表が予想される場合は、学校からの情報(学校HP・電話・メール等)に注意すること。